

Web版/冊子版 「ご契約のしおり・約款」のご案内

「ご契約のしおり・約款」は、Web版と冊子版があります。ご契約時に、いずれかをご選択ください。
※「ご契約のしおり・約款」は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。Web版をご選択された場合、下記のQRコードまたは検索コードが必要となります。(QRコードおよび検索コードは、ご契約後に送付する保険証券にも記載しています。)

Web版をご希望の場合

スマートフォン等から読み取ってご覧いただく場合



QRコードを読み取って「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300021875**

冊子版をご希望の場合

ご契約前

募集代理店の担当者にお申し出ください。

ご契約後

三井住友海上プライマリー生命のお客さまサービスセンターまで
三井住友海上プライマリー生命の
お客様サービスセンターまで
ご連絡ください。



三井住友海上プライマリー生命 お客様サービスセンター
フリーダイヤル **0120-81-8107**
(ハイ、パートナー)

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

生命保険募集人について

この保険のお申込に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

ご検討、お申込に際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。

その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの
金融庁ホームページで
ご確認いただけます。



募集代理店からのお知らせ

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- 一時払終身保険のお申込の有無がお客さまと三井住友銀行との他の取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする一時払終身保険のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

この保険の正式名称は、通貨選択型終身保険(保障抑制期間設定型)です。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
<https://www.ms-primary.com>



未来をささえる終身保険

通貨選択型終身保険(保障抑制期間設定型)



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類の上記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P.1

契約概要／注意喚起情報 P.21



この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。



募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

お客様や大切なご家族が、
これから先も安心して暮らせるよう、
お客様の“未来をささえる”しくみづくりを
私たちはお手伝いします。



お客様やご家族の笑顔あふれる明るい未来を、
「豊かさ」「希望」という花言葉を持つカリフォルニアポピーで表しています。

この商品は、通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型）に
「認知症介護三大疾病保障特則」を適用します。
また、特則保障割合の型は上限50%型となります。

家族にふやしてのこしながら 病気や介護にもそなえたい

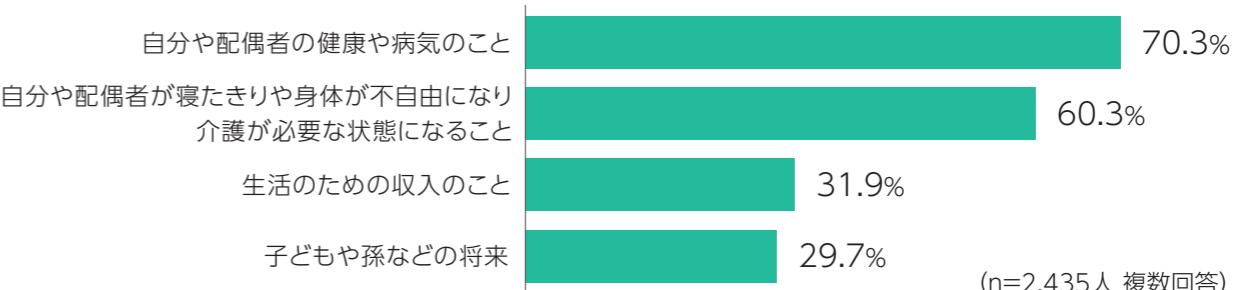
三大疾病*・介護・認知症になった時に
まとまった保険金を受け取ることができます。

* ガン（上皮内ガンを除く悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患を指します。

P.3～P.4

将来の“不安”にそなえることができます。

■ 将来の自分の日常生活全般について不安に思うこと ※全15項目中上位4項目を抜粋



【出典】内閣府「令和3年度 高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査結果」

入院の原因は、
約4.3人に1人が**三大疾病**です。



【出典】厚生労働省「令和5年患者調査」より算出
※心疾患は高血圧性のものを除く

介護が必要となった主な原因是、
約4.2人に1人が**三大疾病**です。



【出典】厚生労働省「2022(令和4年)国民生活基礎調査」より算出

入院や介護の原因となる三大疾病に保障を準備することができます。

※本冊子に掲載の税務取扱の内容は2025年10月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。
個別の税務取扱については、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

特徴としくみ



ご契約後**すぐに**
死亡保険金が**大きくなります**。

- ご契約後、**すぐに死亡保険金が契約通貨建てで大きくなります**。
- 三大疾病保険金または認知症介護保険金をお受取後の死亡保険金額は、基本保険金額から特則保険金額を差し引いた金額と主契約部分の解約払戻金額のいずれか大きい金額となります。

P.9

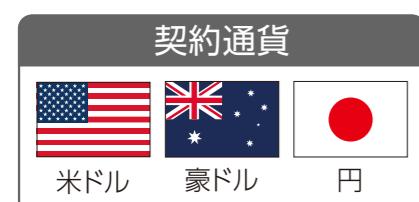


三大疾病または介護・認知症になった時に
まとまった保険金を受け取ることができます。

- 所定の三大疾病または介護・認知症に該当した場合、**三大疾病保険金または認知症介護保険金を受け取ることができます**。
- 三大疾病保険金または認知症介護保険金は、特則保険金額と特則部分の解約払戻金額のいずれか大きい金額となります。

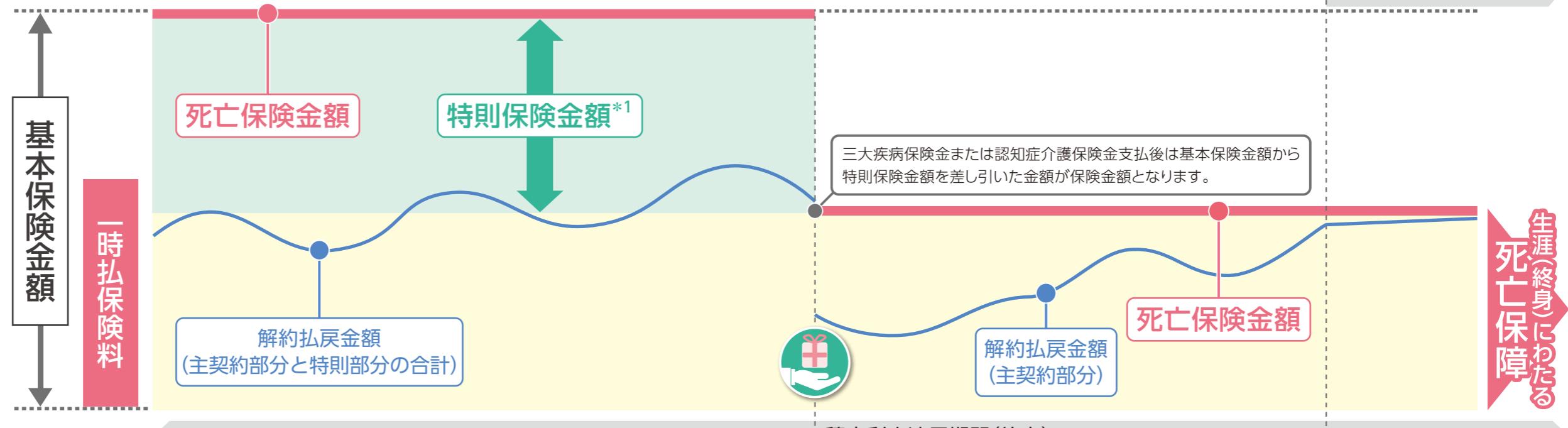
P.7~P.8

【イメージ図】



この保険は被保険者の
健康告知が必要です。
告知項目はP.5~P.6を
ご確認ください。

払込保険料が5,000万円／40万米ドル／
50万豪ドル以上の場合は、積立利率を上乗
せします。くわしくはP.22をご覧ください。



※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額、特別保険金額等を保証するものではありません。



- この保険には、お客様にご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。
- 三大疾病保険金または認知症介護保険金は、保険期間を通じて1回を限度とし、重複してお支払いしません。**

P.31~P.34

*1 特別保険金額は、基本保険金額に特則保障割合を乗じた金額となります。

特則保障割合は、50%を上限として、三井住友海上プライマリーライフが定める取扱範囲内で最大となるよう計算した割合となります。

⚠ 特別保険金額には契約年齢に応じて上限があり、かつ一時払保険料を超えることはできません。そのため、ご契約に適用される特則保障割合は、上限の50%に満たない場合があります。

*2 市場調整終了日についてくわしくは、P.14をご覧ください。

健康告知について

5項目の健康告知(簡易告知)

以下の告知項目①～⑤について、すべて「いいえ」であればご加入いただけます。
告知項目に該当がある場合はご加入できません。

告知項目

※告知項目・表内の太字については、次ページの用語欄をご確認ください。

現在

① 現在、下記の事象に該当はありますか。

- ・医師から入院・手術をすすめられていますか。または、入院・手術の予定がありますか。
- ・【表1】【表2】の病気またはガンの疑いがあると医師に指摘されていますか。
(ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む)
- ・心疾患により医師の指示でペースメーカーや体内除細動器の装着がありますか。
- ・医師から検査をすすめられていますか。^{*1}
- ・過去2年以内の健康診断・人間ドックで下表の臓器名または検査名について要再検査・要精密検査の指摘を受けていますか。^{*1}

臓器名	脳、甲状腺、心臓、肺、食道、胃腸、肝臓、腎臓、すい臓、脾臓、胆のう、子宮、卵巣、乳房
検査名	尿、便、血液、X線、心電図、超音波、CT、MRI、マンモグラフィ、PET、内視鏡、組織診／細胞診、しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9、PSAなど)

*1 検査の予定がある場合や検査を受けその結果待ちの状態を含みます。
検査の結果、異常がない、または診断名が確定している場合は告知は「いいえ」に該当します。

最近3ヶ月

② 最近3ヶ月以内に入院したことまたは手術を受けたことはありますか。

③ 過去2年以内に下記の事象に該当はありますか。

- ・【表1】の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがあります。^{*2}
- ・*2 病気の発症や診断確定が2年以上前であっても、過去2年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けている場合は、告知は「はい」に該当します。
- ・下表の病気で入院したことがあります。

脳・精神・神経	神経症、自律神経失調症、適応障害、不安障害、パニック障害
その他	かいよう性大腸炎、クロール病、糖尿病、関節リウマチ

過去5年

④ 過去5年以内に【表2】の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがあります。^{*3}

*3 病気の発症や診断確定が5年以上前であっても、過去5年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けている場合は、告知は「はい」に該当します。

今まで

⑤ 今までに下記の事象に該当はありますか。

- ・ガンにかかったことがあります。(ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む)
- ・公的介護保険の要介護(要支援を含む)の認定を受けたことがあります。
- または、現在、公的介護保険の申請中ですか。
- ・認知症・軽度認知障害(MCI)またはその疑いで医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがあります。^{*4}
- *4 医師の診察・検査を受けた結果、異常がなく、その後の診察・検査・治療・投薬は不要と診断された場合も、告知は「はい」に該当します。

※過去のお申込歴、保険金等のご請求履歴など、三井住友海上プライマリーライフで知り得た情報によりお引き受けできない場合があります。

【表1】

心臓・肺	不整脈(心房細動、発作性頻脈、発作性頻拍を含む)、心臓弁膜症(僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症を含む)、先天性心疾患、肺塞栓症
脳	一過性脳虚血発作、脳動脈硬化症、脳動脈奇形、もやもや病、脳動脈瘤、硬膜下血腫、硬膜外血腫(外傷性を除く)、内頸動脈狭窄
その他	ポリープ(炎症性ポリープ、胃底腺ポリープを除く)、しゅよう(腫瘍)(葉状腫瘍 ^{*5} 、乳管内乳頭腫 ^{*5} 、GIST、膵IPMNを含む)、しゅりゆう(腫瘍)、子宮頸部異形成、川崎病

*5 代表的な症状の例に「胸のしこり」があげられます。

【表2】

心臓	狭心症、心筋こうそく、急性冠症候群、心筋症、心不全
脳・精神・神経	脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、脳動脈瘤(内頸動脈瘤を含む)、パーキンソン病、統合失調症、双極性障害(躁うつ病)、アルコール依存症、知的障害、アルツハイマー病、認知症、うつ病
その他	慢性肝炎、肝硬変、すい炎、ネフローゼ、腎不全、糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経障害

用語欄

投薬	病院や診療所で薬の処方のみをうけた場合も含みます。	手術	「手術」には病気や怪我に対して器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるすべてを含みます。一般的な外科手術のほか、内視鏡、カテーテル、レーザー手術、超音波または体外衝撃波(ESWL)を用いた手術も含みます。ただし、以下の場合は「いいえ」となります。 美容整形、ものもらい(めばちご)、レーシック、急性中耳炎、鼻炎、副鼻腔炎、蓄膿症、抜歯、インプラント、歯根囊胞、扁桃炎、咽頭炎、喉頭炎、虫垂炎、痔、うおのめ、いば、たこ、粉瘤、巻爪
脳卒中	例えば、以下の疾患が脳卒中に該当します。 脳溢血・脳血栓症・ラクナこうそく		
認知症	例えば、以下の疾患が認知症に該当します。 アルツハイマー型認知症・レビー小体型認知症・血管性認知症(脳血管性認知症)・前頭側頭型認知症(前頭側頭葉変性症、ピック病)		
入院	「入院」には教育入院、日帰り入院、検査入院、人間ドックのための入院も含みます。 ただし、以下の場合は「いいえ」となります。 1. 正常分娩のための入院 2. 検査入院の結果、医師より異常のない旨診断・回答があった。	健康診断・人間ドック	健康維持および疾病の早期発見のための診察・検査で、職場や学校、地方公共団体等が実施するものや、任意に受診するもの等が該当します。
			定期健康診断・健康診査・生活習慣病予防検診・ガン検診・妊婦検診・乳児検診 等
			・人間ドック・脳ドック・心臓ドック 等

告知項目に「該当しない」場合、「該当する」場合の具体例

告知項目①	先月、人間ドックで要再検査と診断され、検査する予定である。	✖ 検査の予定がある場合は、告知は「はい」に該当します。
	過去2年以内に健康診断で子宮筋腫の疑いがあるため再検査と言わされた。その後産婦人科の精密検査で問題なく治療は不要と言われた。	○ 検査の結果、異常がないと言われた場合、告知は「いいえ」に該当します。
	医師から検査をすすめられ、検査を終えたものの現時点では検査結果が出ていない状況である。	✖ 検査を受けその結果待ちの状態の場合は、告知は「はい」に該当します。なお、検査結果が判明し、異常がないもしくは診断名が確定した場合は、告知は「いいえ」に該当します。
	人間ドックで肝炎の疑いがあると診断され、さらに詳しく調べるために精密検査をすることになった。	✖ 要精密検査の指摘を受けており、検査の予定がある状態の為、告知は「はい」に該当します。
	1か月前に医師から高血圧と診断され、治療・投薬を受けたが、入院・手術をしていない。	○ 最近3か月以内に医師から治療・投薬を受けている場合でも、入院・手術をしていない場合は、告知は「いいえ」に該当します。
告知項目②	腹痛があり、1か月前に病院で診察を受けた。	✖ 検査入院をした場合は告知は「はい」に該当します。ただし、検査入院の結果、医師より異常のない旨診断・回答があった場合は、告知は「いいえ」に該当します。
	5年前にポリープと診断され、現在、年に1度定期的に医師の診察を受けている。	✖ 病気の発症が2年以上前であっても、過去2年内に医師の診察・治療を受けている場合は、告知は「はい」に該当します。
告知項目③	糖尿病で内服治療中だが、過去2年内に入院していない。	○ 糖尿病でも、過去2年内に入院していない場合は、告知は「いいえ」に該当します。
	7年前うつ病で1年間内服治療をした。	✖ 5年内に医師の診察があるため、告知は「はい」に該当します。
	25年前に胃ガンで手術、経過観察ののち、その後、寛解の状態である。	✖ これまでにガンになったことがある場合は、経過年数に関わらず、告知は「はい」に該当します。
告知項目④	3年前に、認知症の検査を受けたが、医師からは特に問題ない旨診断された。	✖ 認知症・軽度認知障害(MCI)の検査結果で異常なしとなった場合でも、検査を受けた段階で告知は「はい」に該当します。

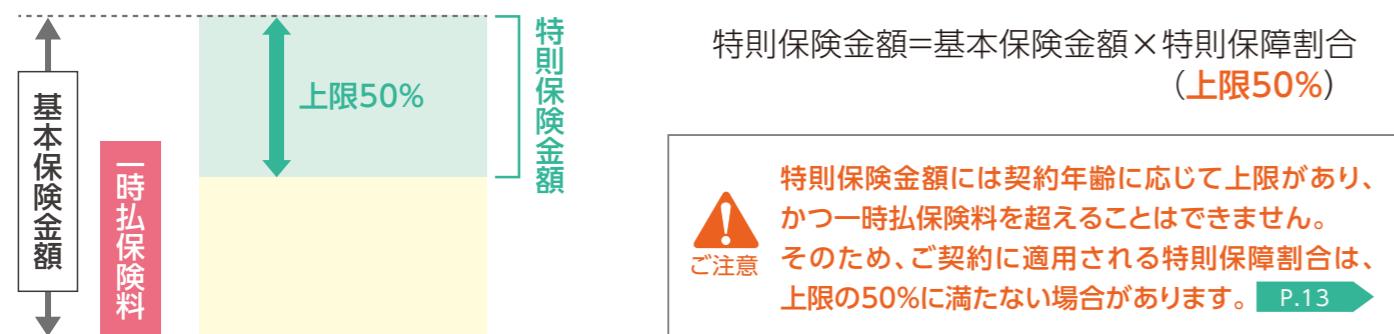
三大疾病または介護・認知症の保障について

特則保険金額

特則保険金額は、基本保険金額に特則保障割合を乗じた金額となります。

特則保障割合は、**50%を上限**として、三井住友海上プライマリー生命が定める取扱範囲内で最大となるよう計算した割合となります。

【イメージ図】



【参考】特則保険金額の計算例

〔前提〕契約通貨：米ドル／契約年齢：40歳～69歳／契約年齢に応じた上限額：3億円 P.13 〕／契約日の円入金特約レート：1米ドル=100円

一時払保険料(A)	基本保険金額	基本保険金額の50%(B)	特則保障割合(C)	特則保険金額(D)	支払後*の保険金額
例① 10万米ドル	18万米ドル	9万米ドル	50%	9万米ドル	9万米ドル
例② 10万米ドル	30万米ドル	15万米ドル	33%	9.9万米ドル	20.1万米ドル

例①：基本保険金額の50%(B)が一時払保険料(A)以下となるため、特則保障割合(C)は50%となります。

例②：基本保険金額の50%(B)が一時払保険料(A)より大きくなるため、特則保障割合(C)は50%未満となり、三井住友海上プライマリー生命が定める取扱範囲内で最大となるよう1%単位で計算した割合となります。

* 三大疾病保険金または認知症介護保険金支払後

三大疾病保険金

三大疾病保険金は、次のいずれかの事由に該当された場合にお受け取りいただきます。

対象となる 三大疾病



ガン
(上皮内ガンを除く悪性新生物)

初めて診断確定されたとき

⚠ 責任開始の日から90日以内にガンと診断確定された場合、三大疾病保険金はお支払いしません。

● 対象となる疾病の例 … 大腸ガン、肺ガン、胃ガン、乳ガン、前立腺ガン 等



心疾患

入院されたとき

● 対象となる疾病の例 … 狹心症、心不全、心筋症、急性心筋梗塞 等



脳血管疾患

入院されたとき

● 対象となる疾病の例 … 脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血 等

詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

認知症介護保険金

認知症介護保険金は、次のいずれかの事由に該当された場合にお受け取りいただきます。

①公的介護保険制度における**要介護1**以上と認定されていること

②所定の**認知症**と診断確定されたとき

⚠ 責任開始の日から180日以内に発病した疾病または発生した傷害を原因として所定の認知症と診断確定された場合、認知症介護保険金はお支払いしません。

対象となる 要介護状態

公的介護保険制度の身体状態の目安

要介護1 … 日常生活の一部に見守りや手助けを必要とする状態

- 起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支えを必要とすることがある。
- 掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに、見守りや手助けを必要とすることがある。

※この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持・改善が見込まれる人は、要支援2と認定される。

【出典】(公財)生命保険文化センターホームページ「リスクに備えるための生活設計」

対象となる 認知症

認知症にはその原因などにより、いくつか種類があります。認知症介護保険金の支払事由にあたる認知症は、次の(1)および(2)のいずれにも該当している場合をいいます。

- (1)医師により器質性認知症と診断されていること
(2)器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当していること

器質性認知症 … アルツハイマー病の認知症と血管性認知症で全体の約9割を占めます。

■アルツハイマー病の認知症

脳内にたまたま異常なたんぱく質により神経細胞が破壊され、脳に萎縮が起こります。

■血管性認知症

脳梗塞や脳出血によって、脳細胞に十分な血液が送られずに、脳細胞が死んでしまう病気です。高血圧や糖尿病などの生活習慣病が主な原因です。

【出典】厚生労働省老健局「令和元年6月 認知症施策の総合的な推進について(参考資料)」

見当識障害 … 「時間」「場所」「人物」のいずれかが認識できなくなる状態

- 季節や朝昼夜などがわからない
- 自宅や今いる場所がわからない
- 家族など日頃接している周囲の人がわからない

詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

被保険者が三大疾病保険金、認知症介護保険金の受取人として保険金を受け取った場合、**所得税および住民税が非課税**となります。

死亡保険金について

参考

お客さまやご家族の 未来をささえるポイント

保険期間中に被保険者が死亡された場合、**死亡された日の保険金額と解約払戻金額の
いずれか大きい額**を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。

保険金額は次のとおりとなります。

保険金額

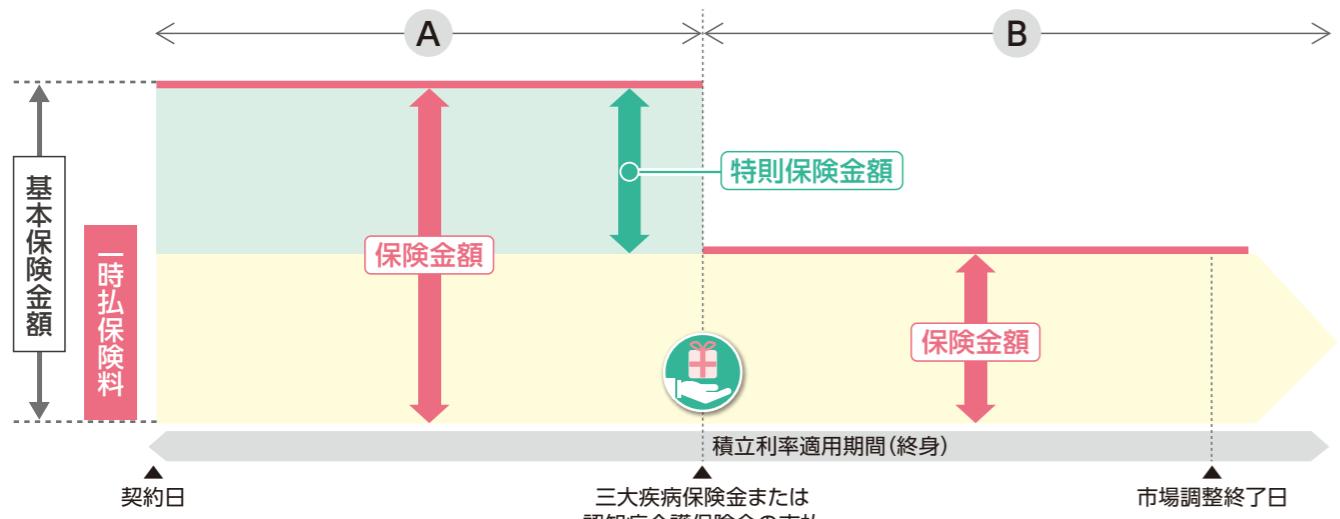
A 三大疾病保険金または
認知症介護保険金**支払前**

基本保険金額

B 三大疾病保険金または
認知症介護保険金**支払後**

基本保険金額から
特則保険金額を差し引いた金額

【三大疾病保険金または認知症介護保険金の支払がある場合】



- 三大疾病保険金または認知症介護保険金は、保険期間を通じて1回を限度とし、重複してお支払いしません。
- 三大疾病保険金または認知症介護保険金支払後の死亡保険金額は、一時払保険料を下回る可能性があります。

三大疾病保険金、認知症介護保険金または死亡保険金を
すぐにお受け取りいただけます。

保険金は、所定の手続きを行っていただくことにより迅速に支払われ、すぐに使える資金として
活用いただけます。また、相続が発生した場合の銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対
象となります。死亡保険金は原則として遺産分割協議の対象外です。

※保険金支払の事実確認を行うことで、お支払までに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

支払事由
発生

保険金受取人が
保険金受取に関する
所定の手続きを行う

必要書類が
三井住友海上
プライマリーライフに
到着した日

翌日からその日を含めて
5営業日*以内

保険金の
お支払

* 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリーライフに提出された場合の日数です。

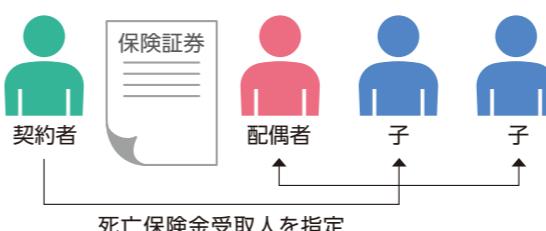


三井住友海上プライマリーライフお客様サービスセンター(フリーダイヤル:0120-81-8107)まで
ご連絡いただき、必要書類をご請求ください。

死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい方」へのス
ムーズな財産承継を生前からご準備いただけます。

【例】



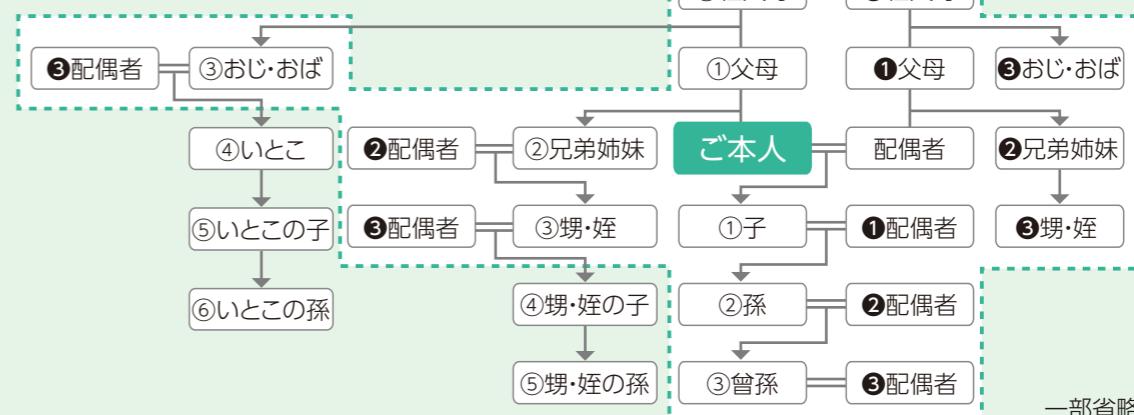
- 死亡保険金受取人は被保険者の
3親等以内の親族または6親等以
内の血族をご指定いただけます。

3親等以内の親族または主な6親等以内の血族

枠: 3親等以内の親族

①～⑥=血族

①～③=姻族



※死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して
相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)

社会貢献特約について

社会貢献特約とは

社会貢献特約(以下、本特約)とは、三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体(以下、指定公益団体)を死亡保険金受取人とする特約です。

被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金を契約者が選択した指定公益団体にお支払いします。

指定公益団体について

指定公益団体については、「三井住友海上プライマリー生命 社会貢献特約 指定公益団体のご案内」、または三井住友海上プライマリー生命ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)をご覧ください。

本特約の付加にあたっては、死亡保険金受取人として、指定公益団体の中からいずれか1団体を、契約者に選択いただきます。



契約者が選択した指定公益団体が消滅した場合、または契約者が選択した指定公益団体が三井住友海上プライマリー生命が定める指定公益団体ではなくなりました場合、指定公益団体の中から三井住友海上プライマリー生命が指定した公益団体を新たな死亡保険金受取人とし、契約者へ通知します。

死亡保険金のお支払までの流れ

ご契約時
ご契約中
死亡時
被保険者

- ご契約時に社会貢献特約を付加の上、指定公益団体の中からいずれか1団体を選択し、死亡保険金受取人として指定いただきます。
※本特約は、契約者と被保険者が同一人の場合で、かつご契約時のみ付加することができます。
- ご契約中、指定公益団体を変更することができます。
本特約は中途解約することができます。この場合、新たな死亡保険金受取人(被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族)を指定いただきます。
※本特約を解約した後に、再度付加することはできません。
- 本特約を付加した契約で被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に死亡保険金をお支払いします。
※死亡保険金受取人から請求書類の提出がなくとも、三井住友海上プライマリー生命からの確認や他契約の死亡保険金の請求等により、三井住友海上プライマリー生命が死亡保険金の支払事由の発生を確認した時、死亡保険金の請求があったものとして取り扱います。

特にご留意いただきたい事項

- 本特約を付加した場合、以下にご留意ください。
 - 死亡保険金受取人は契約者が選択した指定公益団体となります。この場合、死亡保険金受取人は契約者が選択した指定公益団体1団体のみとなり、死亡保険金受取人を複数指定することはできません。
 - ・遺族年金支払特約を付加することはできません。
- 本特約を中途付加することはできません。
- 本特約を付加した場合、死亡保険金受取人は指定公益団体となり、相続人ではありません。**
本特約の付加にあたっては、ご家族とご相談いただくよう強く推奨しております。
- 本特約を付加した場合は、「一般の生命保険料控除」の対象とはなりません。

ご契約のお取扱について①

契約通貨		米ドル／豪ドル／円	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		40歳～80歳	
一時払保険料	最低	外貨	5万ドル(1ドル単位) ※円入金特約を付加した場合は最低500万円(1万円単位)
	円	円	500万円(1万円単位)
最高		基本保険金額が 20億円 となる保険料 ※契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額 ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳細はP.25をご覧ください。	
特則保険金額		特則保険金額は、基本保険金額に特則保障割合を乗じた金額となります。 特則保障割合は、50%を上限として、三井住友海上プライマリー生命が定める取扱範囲内で最大となるよう計算した割合となります。 なお、特則保険金額は下記金額または一時払保険料のいずれか小さい金額が上限となります。 【契約年齢 40歳～69歳】3億円 【契約年齢 70歳～80歳】2億円 ※契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額 ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳細はP.25をご覧ください。	
保険期間		終身	
積立利率適用期間		終身	

健康告知	あり
責任開始日・契約日	一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日または告知日のいずれか遅い日
市場調整終了日	【契約年齢40歳以上70歳以下】 契約日から30年後の年単位の契約応当日 【契約年齢71歳以上】 被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日
契約者	被保険者、被保険者の3親等以内の血族または配偶者
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族
特則保険金受取人	被保険者
保険料の払込方法	一時払のみ
クーリング・オフの取扱	クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細はP.35～P.36をご覧ください。
増額	お取り扱いいたしません。
一部解約 (基本保険金額の減額)	減額後の基本保険金額 外貨:1万ドル以上／円:100万円以上
付加できる主な特約	円入金特約、円支払特約、遺族年金支払特約、年金移行特約(定額保険用)、保険契約者代理特約、指定代理請求特約、社会貢献特約

※契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

ご契約のお取扱について②

お手持ちのご資金と一時払保険料のお払込について (契約通貨が外貨の場合)

この商品は、契約通貨が外貨の場合、一時払保険料を円または契約通貨でお払い込みいただけます。お申込にあたり、お手持ちのご資金(通貨)ごとに、下記のいずれかのお払込方法をご選択いただけます。

契約通貨	お手持ちのご資金(通貨)	円入金特約	保険会社宛の一時払保険料払込通貨	契約通貨への交換	クーリング・オフ(お申込の撤回・契約の解除)の際の返還通貨
外貨 米ドル 豪ドル	円	付加する	円	三井住友海上 プライマリー 生命*1	円
		付加しない	契約通貨 米ドル 豪ドル	銀行等*2	契約通貨 保険会社宛の一時払保険料払込通貨
契約通貨 米ドル 豪ドル	—	—	契約通貨 米ドル 豪ドル	—	契約通貨 保険会社宛の一時払保険料払込通貨

*1 円でお払いいただく場合、三井住友海上プライマリー生命に着金する日の円入金特約レートで払込金額を契約通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとしてお取り扱いします。

*2 銀行等での交換にかかる諸手数料は金融機関ごとに異なります。くわしくは取扱金融機関にお問い合わせください。

円入金特約について

くわしくはP.24

クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)について

くわしくはP.35~P.36

ご注意ください

お手持ちのご資金(通貨)が円で、円入金特約を付加せず、銀行等で円を契約通貨に交換してお払い込みいただいた場合は、契約通貨でお払い込みいただいたものとしてお取り扱いします。

この場合、クーリング・オフの際に返還する通貨は契約通貨となります。そのため、返還された一時払保険料(契約通貨)を円に交換する場合、為替相場の変動や金融機関所定の為替手数料等のご負担により、お払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※お手持ちのご資金(通貨)が契約通貨と異なる外貨で、銀行等で契約通貨に交換する場合も、同様のリスクが生じるおそれがあります。

費用、解約、税金について

費用、解約、税金については、以下のページをご確認ください。

費用について	解約について	税金について
P.31~P.33	P.26~P.29	P.41~P.42

積立利率と為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率

基本保険金額等を計算するために、契約年齢、契約日、契約通貨等に応じて定める利率です。

指標金利

積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。

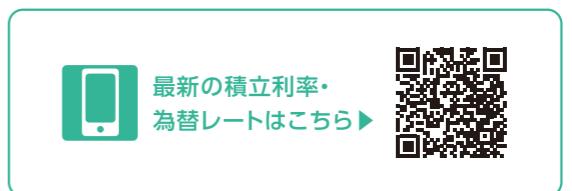
為替レート

円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104
受付時間:営業日の午前9時~午後5時



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

ご確認いただきたい事項

解約時のリスクについて

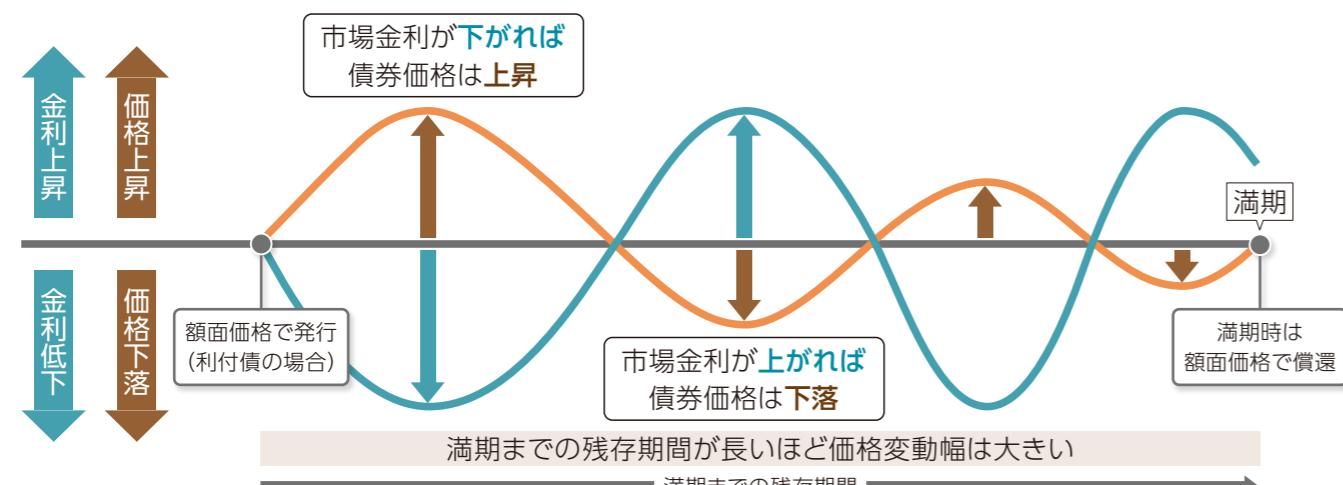
この商品の解約払戻金には、**金利(市場調整)***が影響し、**解約控除**が適用されます。さらに外貨建て契約で解約払戻金を円で受け取る場合は**為替**も影響します。

*円建ての市場調整については設計書をご覧ください。

市場調整とは

市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約払戻金に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると債券の価格は下落するため解約払戻金額は減少し、市場金利が低くなると債券の価格は上昇するため解約払戻金額は増加します。

【市場金利と債券価格の相関イメージ】 — 市場金利の動き — 債券価格の動き



※市場調整の計算について詳細はP.26～P.27をご確認ください。

市場調整に用いる金利(指標金利)の変動が解約払戻金に与える影響

前提 被保険者契約年齢:65歳／性別:男性／契約通貨:米ドル／積立利率:【主契約部分】4.17%【特則部分】3.47%／指標金利:【主契約部分】4.68%【特則部分】4.40%

【一時払保険料に対する解約払戻金額(主契約部分と特則部分の合計)の割合の例】

経過年数	解約日の指標金利(上段:主契約部分/下段:特則部分)ごとの解約払戻金額の割合(対一時払保険料比)				
	7.68%(+3%)	5.68%(+1%)	4.68%(±0%)	3.68%(-1%)	1.68%(-3%)
1年	67.6%	86.9%	98.7%	112.4%	146.5%
3年	73.1%	92.4%	104.2%	117.6%	150.7%
5年	78.9%	98.1%	109.7%	122.8%	154.8%
7年	84.9%	103.9%	115.3%	128.1%	158.8%
10年	94.1%	112.6%	123.5%	135.6%	164.2%

解約日の指標金利が
契約日よりも高い場合

解約払戻金額は
契約日よりも低い場合

※上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。また、経過年数に応じた解約控除率を加味し、解約払戻金額(主契約部分と特則部分の合計)を算出しています。

※小数第2位を切り捨てて表示しています。

※()内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

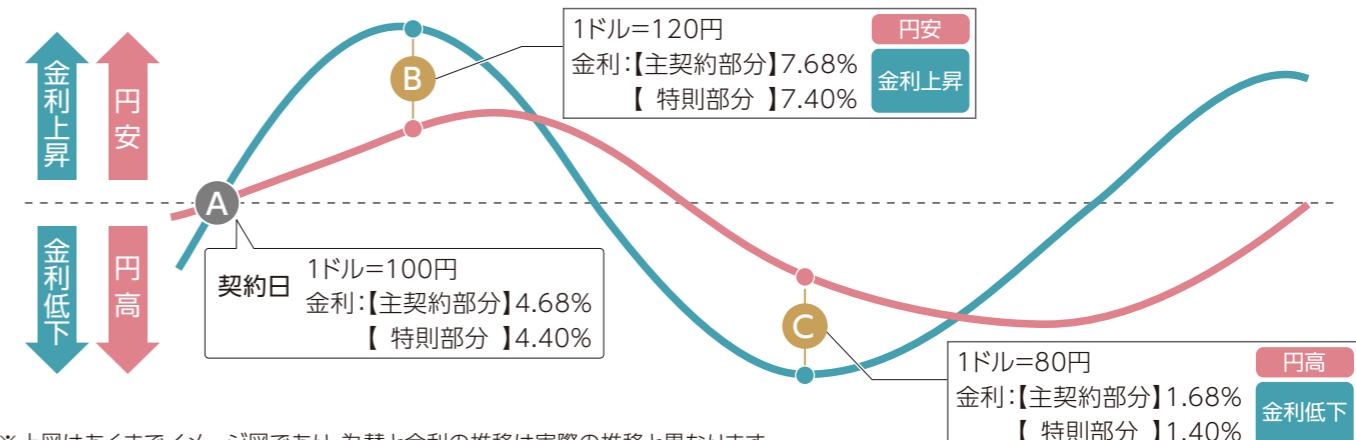
※次ページも必ずご確認ください。

為替と金利が解約払戻金に与える影響について

金利(市場調整)に加え、**為替**が解約払戻金に与える影響は、以下のとおりです。

前提 被保険者契約年齢:65歳／性別:男性／契約通貨:米ドル／円入金額:1,000万円／一時払保険料:100,000ドル／積立利率:【主契約部分】4.17%【特則部分】3.47%／為替レート(1ドル=): A 100円 B 120円 C 80円／指標金利:【主契約部分】A 4.68% B 7.68% C 1.68%【特則部分】A 4.40% B 7.40% C 1.40%

【イメージ図】 — 為替 — 市場調整に用いる金利(指標金利)



※上図はあくまでイメージ図であり、為替と金利の推移は実際の推移と異なります。

【解約払戻金額(主契約部分と特則部分の合計)シミュレーション】

経過年数	市場環境	① 積立金額	② 市場調整額	③ 解約控除額 (解約控除率)	④ 解約払戻金額 ④=①-②-③ (対一時払保険料比)	(単位:米ドル(円換算額は円))	
						市場調整の影響あり	為替の影響あり
1年	B 契約日より 為替 20円円安 指標金利 3%上昇	102,391	31,170	3,600 (3.6%)	67,621 (67.6%)	8,114,520 (81.1%)	
3年	C 契約日より 為替 20円円高 指標金利 3%低下	107,004	-46,552	2,800 (2.8%)	150,756 (150.7%)	12,060,480 (120.6%)	

※上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。

※比率は、小数第2位を切り捨てて表示しています。

解約払戻金の円換算額は、円安の場合であっても、
市場調整の影響により、プラスとならない場合があります。

解約控除について

解約控除に関してはP.33をご確認ください。

「契約概要」P.26～P.29の「6.解約払戻金について」もあわせてご確認ください。

金利変動リスクとは…

2分でわかる!

解説動画を配信中



アフターサービスについて

記載の内容は、2026年1月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

お客さまサポート

ホームページ プライマリーライフマイページ

- ご契約内容・積立利率の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



※仮パスワードがお手元にない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取寄

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意の上、
ご契約者さまよりお問い合わせください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

【ご利用までの流れ】

① ログイン画面

三井住友海上プライマリーライフのホームページよりログイン画面へアクセスしてください。
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

② 認証コード入力

ご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする認証コードを入力してください。

③ ログイン完了

任意のパスワードに変更して、マイページをご利用ください。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリーライフでは、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*1をご提供しています。

*1 ご契約内容や各種情報をご確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリーライフマイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくために

保険契約者代理特約

あらかじめ指定されたご家族（保険契約者代理人）が、契約者に代わって保険契約の変更に関する所定の手続きや契約内容の照会*2をすることができます。

*2 本特約を付加した場合、保険契約者代理人が契約内容を照会できる「保険契約者代理人による契約内容照会に関する規約」が自動付加されます。

「保険契約者代理特約」を付加いただいた場合には、ご契約後（中途付加の場合にはお手続き完了後）に「保険証券」と保険契約者代理人向けの「お手続き完了のお知らせ」をそれぞれ契約者あてにお送りします。
この「お手続き完了のお知らせ」を契約者から保険契約者代理人へ必ずお渡しいただくとともに、
代理人に指定したことをお伝えください。

ポイント1

契約者が認知症などにより手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準じる状態の場合に、保険契約者代理人が代理でお手続きすることができます。

ポイント2

保険契約者代理人が代理できる主なお手続きは以下のとおりです。

- ・住所変更、証券再発行
- ・解約、各受取口座変更

※上記以外の契約者変更、保険金等の受取人変更など、一部対象外となるお手続きがあります。

ポイント3

保険契約者代理人は、契約内容をいつでも照会することができます。

！ご注意ください

- 保険契約者代理人を1名指定できます。
- 保険契約者代理人として指定できる範囲、対象となるお手続きについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

指定代理請求特約

あらかじめ指定されたご家族（指定代理請求人）が、被保険者が認知症などにより手続きを行う意思表示が困難となり、保険金等の請求ができない場合に、被保険者に代わって代理でお手続きすることができます。

※指定代理請求特約は、被保険者と保険金等の受取人が同一である場合のみ付加することができます。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル・円）をご選択いただき、契約通貨建てで運用する
しくみの一時払の生命保険商品です。

※ この保険では、ご契約の際に認知症介護三大疾病保障特則が適用されます。また、特則保障割合の型は上限50%型となります。

『未来をささえる終身保険』の正式名称は、通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型）です。

- 保険期間中に被保険者が所定の三大疾病または介護・認知症に該当された場合、その支払事由に応じて三大疾病保険金または認知症介護保険金をお支払いします。三大疾病保険金と認知症介護保険金については、P.23をご参照ください。
 - 三大疾病保険金または認知症介護保険金は、特則保険金額と特則部分の解約払戻金額のいずれか大きい額となります。
 - 特則保険金額は、特則保障割合(50%を上限として三井住友海上プライマリー生命が定める取扱範囲内で最大となるよう計算した割合)を基本保険金額に乗じた金額となります。この特則保険金額および基本保険金額は、一時払保険料、契約日の積立利率、特則保障割合等に応じて計算して定めます。



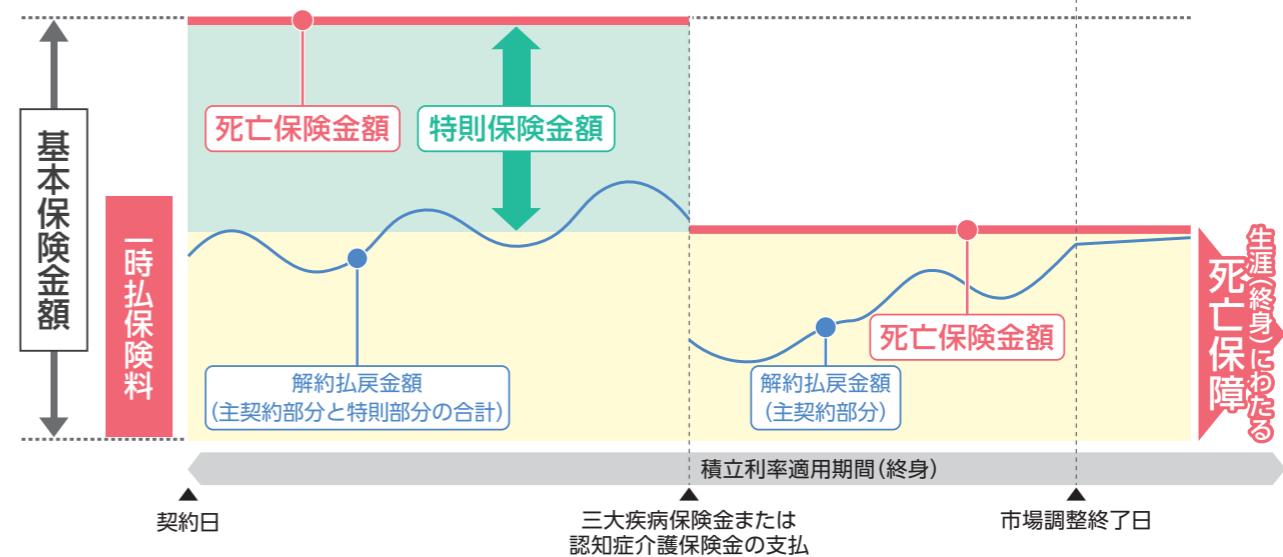
特則保険金額には契約年齢に応じて上限があり、かつ一時払保険料を超えることはできません。そのため、ご契約に適用される特則保障割合は、上限の50%に満たない場合があります。

- 保険期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金については、P.23をご参照ください。
 - この保険は、解約払戻金の計算で市場金利の変動状況を反映させるしくみです。ただし、市場調整終了日以後は市場金利の影響を受けません。市場調整終了日については、P.25をご参照ください。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ くわしくは、「注意喚起情報」P.34の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額、特則保険金額等を保証するものではありません。

2 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
 - 積立利率は、主契約部分と特則部分それぞれについて設定され、契約年齢および契約通貨に応じて異なります。
 - 契約日に適用される積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。
 - 保険期間中に適用される積立利率は、契約年齢および契約通貨に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差し引いた利率です。
※ 詳細については、「注意喚起情報」P.31の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
 - 払込保険料が40万米ドル・50万豪ドル・5,000万円以上の場合、積立利率を上乗せします。
※ 上乗せされる積立利率は三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。また、ご契約時の金利環境等によって、積立利率の上乗せを行わない場合があります。
 - 将來の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる積立金額は、積立利率、一時払保険料、経過年月数、特則保険金額等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
 - 積立利率は、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

3 保障の内容について

死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日の以下の保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。 <三大疾病保険金または認知症介護保険金の支払前> 基本保険金額 <三大疾病保険金または認知症介護保険金の支払後> 基本保険金額から特則保険金額を控除した残額
三大疾病保険金	保険期間中に被保険者が所定の三大疾病に該当された場合、被保険者が次のいずれかの支払事由に該当した日の特則保険金額と特則部分の解約払戻金額のいずれか大きい額を三大疾病保険金として特則保険金受取人(被保険者)にお支払いします。 ① 責任開始日からその日を含めて91日目(ガン給付責任開始日)以後に初めて所定のガン(上皮内ガンを除く悪性新生物)と診断確定されたとき ② 責任開始期以後に発病した所定の心疾患を直接の原因として、その治療を目的に入院をしたとき ③ 責任開始期以後に発病した所定の脳血管疾患を直接の原因として、その治療を目的に入院をしたとき
認知症介護保険金	保険期間中に被保険者が所定の介護・認知症に該当された場合、被保険者が次のいずれかの支払事由に該当した日の特則保険金額と特則部分の解約払戻金額のいずれか大きい額を認知症介護保険金として特則保険金受取人(被保険者)にお支払いします。 ① 責任開始日からその日を含めて181日目(認知症給付責任開始日)以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、認知症<*>と診断確定されたとき ② 責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、公的介護保険制度における要介護1以上と認定されていること

<*> 対象となる認知症とは、医師により器質性認知症と診断され、それを原因として意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当している場合をいいます。くわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

※ 詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

- ・ ガン給付責任開始日前に所定のガン(悪性新生物)と診断確定されていた場合には、三大疾病保険金をお支払いしません。
- ・ 認知症給付責任開始日前に所定の認知症と診断確定されていた場合には、認知症介護保険金のお支払はしません。
- ・ 三大疾病保険金または認知症介護保険金は、保険期間を通じて1回のお支払となり、重複してお支払いしません。
- ・ 死亡保険金の支払後に三大疾病保険金または認知症介護保険金のお支払はしません。
- ・ 免責事由に該当するときには、死亡保険金等のお支払ができないことがあります。免責事由についてくわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。



ご注意

4 主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払い込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日<*>における所定の為替レートを用いて外貨(米ドル/豪ドル)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日<*>における所定の為替レートとなります。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払にかえて年金形式でお支払いします。

● 年金移行特約(定額保険用)

契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 保険契約者代理特約

契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、契約者にかわって解約等のお手続きを行うことができます。

● 指定代理請求特約

被保険者と同一人である保険金等の受取人が、傷害または疾病により保険金等を請求する意思表示ができない、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

● 社会貢献特約

三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体(以下、指定公益団体)を死亡保険金の受取人とします。被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に死亡保険金をお支払いします。

<*> その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約についてくわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

5 ご契約のお取扱について

契約通貨			米ドル／豪ドル／円
一時払保険料	最低	外貨	5万ドル(1ドル単位) ※ 円入金特約を付加した場合は、払込通貨により判断します。
	円		500万円(1万円単位)
最高			基本保険金額が20億円となる保険料 ※ 契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額となります。
特則保険金額			特則保険金額は、基本保険金額に特則保障割合を乗じた金額となります。特則保障割合は、50%を上限として、三井住友海上プライマリー生命が定める取扱範囲内で最大となるよう計算した割合となります。なお、特則保険金額は下記金額または一時払保険料のいずれか小さい金額が上限となります。 【契約年齢:40歳～69歳】3億円 【契約年齢:70歳～80歳】2億円 ※ 契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額となります。
積立利率適用期間			終身
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)			40歳～80歳
告知			健康告知あり
保険期間			終身
市場調整終了日			【契約年齢 40歳以上70歳以下】 契約日から30年後の年単位の契約応当日 【契約年齢 71歳以上】 被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日
保険料の払込方法			一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。
増額			お取り扱いいたしません
一部解約 (基本保険金額の減額)	外貨		減額後の基本保険金額:1万ドル以上
	円		減額後の基本保険金額:100万円以上

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と、既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。また、特則保険金額は通算して3億円が上限となります。ただし、被保険者の契約年齢が70歳以上の場合は2億円を上限とします。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

ご契約に際して、一時払保険料等の詳細については、申込書にてご確認ください。

6 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約(一部解約)による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。
- 解約控除額は、契約日から解約日(一部解約日)までの年数が10年未満の場合に、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を適用した金額となります。
- 解約(一部解約)による払戻金額は、主契約部分と特則部分の解約払戻金額の合計となり、次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金} = \text{Ⓐ主契約部分の解約払戻金額} + \text{Ⓑ特則部分の解約払戻金額}$$

Ⓐ主契約部分の解約払戻金額

$$\text{主契約部分の解約払戻金額} = \text{①主契約部分の市場調整価格} - \text{②主契約部分の解約控除額}$$

$$\text{①主契約部分の市場調整価格} = \frac{\text{解約日(一部解約日)の主契約部分の積立金額} \times 100}{\text{市場調整額}} - \text{市場調整額}$$

$$\text{市場調整額} = \frac{\text{解約日(一部解約日)の主契約部分の積立金額} \times 100}{1 + i^{*3}} \times \left\{ 1 - \left(\frac{1 + i^{*3}}{1 + j^{*4}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*5}}{12}} \right\}$$

$$\text{②主契約部分の解約控除額} = \text{主契約部分の一時払保険料} \times \text{所定の解約控除率}^{*7}$$

**1> 解約の場合は解約日の主契約部分の積立金額^{*2}となり、一部解約の場合は基本保険金額の減額部分に対応する主契約部分の積立金額となります。*

**2> 積立金額は、積立利率、一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。*

**3> iは、適用している主契約部分の積立利率の計算に用いた主契約部分の指標金利です。*

**4> jは、解約日(一部解約日)において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結したと仮定した場合の主契約部分の指標金利です。*

**5> 残存月数は、解約日(一部解約日)から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日までの月数(端数日は切り上げます。)×0.5となります。*

**6> 一部解約の場合は、主契約部分の一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額となります。*

**7> 解約控除率については、P.33をご参照ください。*

⑧特則部分の解約払戻金額

$$\text{特則部分の解約払戻金額} = \boxed{①\text{特則部分の市場調整価格}} - \boxed{②\text{特則部分の解約控除額}}$$

$$\boxed{①\text{特則部分の市場調整価格}} = \boxed{\text{解約日(一部解約日)の特則部分の積立金額} < *1>} - \boxed{\text{市場調整額}}$$

$$\boxed{\text{市場調整額}} = \boxed{\text{解約日(一部解約日)の特則部分の積立金額} < *1>} \times \left\{ 1 - \left(\frac{1+i' < *3>}{1+j' < *4>} \right)^{\frac{\text{残存月数} < *5>}{12}} \right\}$$

$$\boxed{②\text{特則部分の解約控除額}} = \text{特則部分の一時払保険料} < *6> \times \text{所定の解約控除率} < *7>$$

< *1 > 解約の場合は解約日の特則部分の積立金額 < *2 > となり、一部解約の場合は基本保険金額の減額部分に対応する特則部分の積立金額となります。

< *2 > 積立金額は、積立利率、一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

< *3 > i' は、適用している特則部分の積立利率の計算に用いた特則部分の指標金利です。

< *4 > j' は、解約日(一部解約日)において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結したと仮定した場合の特則部分の指標金利です。

< *5 > 残存月数は、解約日(一部解約日)から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日までの月数(端数日は切り上げます。) $\times 0.3$ となります。

< *6 > 一部解約の場合は、特則部分の一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額となります。

< *7 > 解約控除率については、P.33をご参照ください。

市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。ただし、次のいずれかの場合、市場調整額は0(ゼロ)とします。

- 【契約年齢40歳以上70歳以下】契約日から30年後の年単位の契約応当日以後
- 【契約年齢71歳以上】被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日以後

・ この保険は積立利率適用期間を通じて積立利率が固定される商品です。そのため、ご加入にあたっては、次のような不利益が生じる可能性についてご留意ください。

① 積立利率は、今後、市場金利が上昇した場合でも、適用中の積立利率は見直されません(上昇しません)。

② また、ご契約を解約すると、解約控除と市場調整の影響により解約払戻金が減少し、元本割れする可能性があります。

・ 契約日から解約日までの期間が短い場合、解約控除額が大きいため、元本割れする可能性が高くなります。

・ 市場金利が上昇した時点で解約する場合、市場調整により、元本割れする可能性(金利変動リスク)が高くなります。また、解約日から市場調整終了日までの期間が長い場合には、市場調整の影響が大きくなります。

・ 解約控除や市場調整のしくみや影響により、一部解約した払戻金額は、一部解約した基本保険金額に対応する一時払保険料より少なくなる可能性があります。また、一部解約をした払戻金額と将来受け取る保険金等の合計額が元本割れする可能性があります。



ご注意

<契約例>

被保険者契約年齢:65歳 性別:男性 一時払保険料:100,000米ドル

【主契約部分】積立利率:4.17% 契約日の指標金利:4.68%

【特則部分】 積立利率:3.47% 契約日の指標金利:4.40%

(単位:米ドル)

経過年数	解約日の指標金利(上段:主契約部分/下段:特則部分)ごとの解約払戻金額				
	7.68% (+ 3%)	5.68% (+ 1%)	4.68% (± 0%)	3.68% (- 1%)	1.68% (- 3%)
1年	67,621	86,930	98,791	112,461	146,546
3年	73,135	92,458	104,204	117,642	150,756
5年	78,907	98,155	109,733	122,880	154,894
7年	84,911	103,978	115,324	128,112	158,886
9年	91,055	109,808	120,848	133,197	162,563
10年	94,147	112,685	123,540	135,636	164,230
15年	107,789	124,650	134,255	144,755	168,845
20年	121,783	135,935	143,771	152,173	170,867
25年	135,233	145,596	151,170	157,029	169,674
30年 < * >	156,631	156,631	156,631	156,631	156,631

< * > 市場調整終了日となるため、市場調整額は0(ゼロ)として表示しています。

※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。

※ ()内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

契約通貨建て	契約通貨建て 実質的な利回り	経過年数30年(市場調整終了日)における解約払戻金等		
		為替レート < * > が以下の場合の円換算額	120円	140円
156,631米ドル	1.507%	1,879万円	2,192万円	2,506万円

※ 円換算額は、千円以下を切り捨てて表示しています。

< * > 為替レートは、例として1米ドル=140円を基準とし、±20円で変動した場合の為替レートを表示しており、上限または下限を示すものではありません。実際の為替レートは、解約日ににおける円支払特約で適用するレートを用います。

● 実質的な利回りについて

実質的な利回りとは、市場調整終了日における解約払戻金額(契約通貨建て)を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りのことをいいます。

上記契約例の経過年数30年(市場調整終了日)における実質的な利回り(年複利)は、1.507%(小数点第4位を四捨五入)です。実質的な利回り < 積立利率 となります。

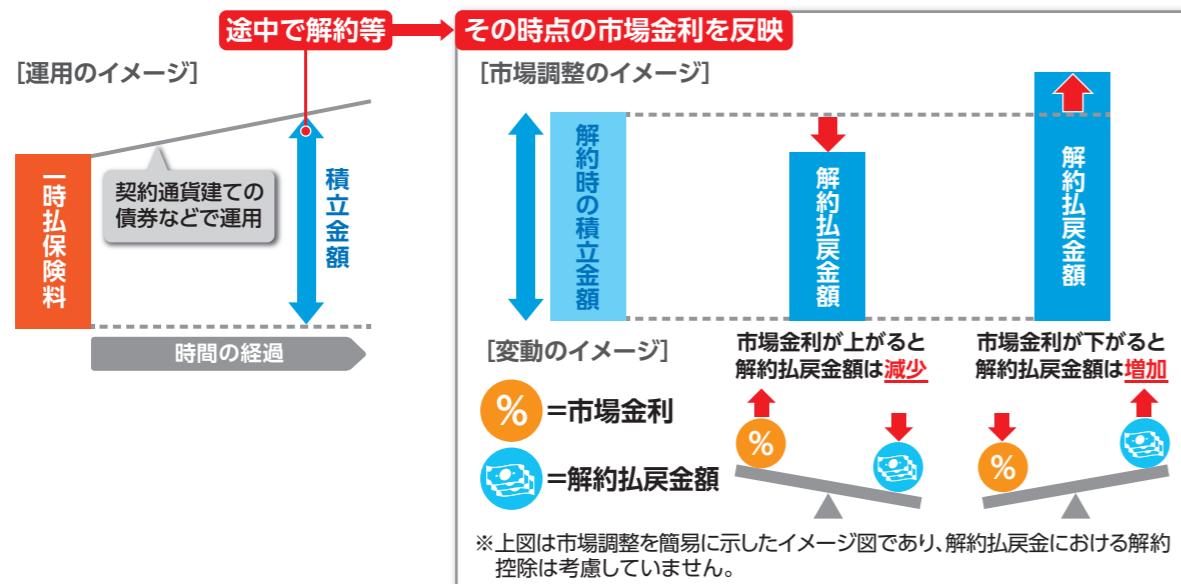


ご注意

- ・市場調整終了日以外の日付で解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。
- ・積立利率および実質的な利回り(年複利)は外貨建ての利回りであり、円建ての利回りではありません。

《市場調整について》

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



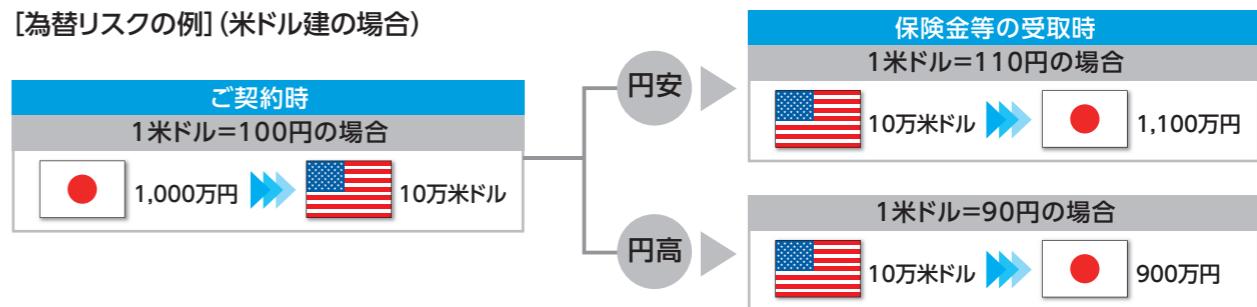
7 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.31の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参考ください。

8 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

[為替リスクの例] (米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.34の「2.この保険のリスクについて」をご参考ください。

9 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

10 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかるごとに、手数料等の実費がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起 情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計となります。

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 保険期間中にご負担いただく費用

- 保険期間中に適用される積立利率は、主契約部分と特則部分それぞれに設定され、契約年齢および契約通貨等に応じて、指標金利の-1.0%～+1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差し引いた利率です。

契約通貨	保険関係費率
米ドル	最大 0.76%
豪ドル	
円	最大 0.59%

なお、積立利率は、契約日、契約通貨、契約年齢等によって異なります。

- 積立金から死亡保険金と特則保険金(三大疾病保険金または認知症介護保険金)を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。なお、特則保険金の支払後は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認いただけます。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込、保険金等の受取を外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を円で入金する場合と保険金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
保険金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

※ 仲値 (TTM) は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。

● 遺族年金支払特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約、一部解約または解約払戻金を原資に年金へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約等の日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料（一部解約をされる場合は、一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額）に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■契約日からの経過年数ごとの解約控除率

契約通貨	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満
外貨	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%
円	2.5%	2.2%	2.0%	1.7%	1.5%	1.2%

契約通貨	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
外貨	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%
円	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	0%

●社会貢献特約の付加による死亡保険金の支払時にご負担いただく費用

本特約を付加した場合、本特約の維持・管理等にかかる費用として、死亡保険金の支払時に、受取人に支払う死亡保険金から、死亡保険金の1%（最大10万円）を控除します。



2. この保険のリスクについて

●為替リスクについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合において、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）を円でお受け取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を円に換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

●市場リスクについて

この保険を解約等する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金等が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込はできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込はできません。

- ・暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日＜*1＞のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込の撤回または契約の解除（以下、お申込の撤回等）をすることができます。

＜＊1＞「契約締結前交付書面」の電磁的交付を希望されたお客さまは、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

【書面によるお申出】

書面によるお申込の撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。
書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

＜記入内容＞

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込の撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込の撤回を希望する理由 (任意)	④○○○○○○○○のため。
⑤募集代理店	⑤○○○○銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦○○○○銀行 ○○支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区○○町○○
⑨電話番号 (日中連絡先)	⑨03-○○○○-○○○○
⑩生年月日	⑩昭和○○年○○月○○日
⑪契約者 (申込者) フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者 (申込者) 氏名 (自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録(申出フォーム)によるお申込の撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込の撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。)

《外貨建て契約におけるご注意点》

- ・ 円入金特約を付加<＊2>して、保険料を円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。

<＊2> 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリーライフ生命所定の為替手数料がかかります。

 - ・ 円建てのご資金を金融機関等でお申込の契約通貨(外貨)に交換し、契約通貨(外貨)で一時払保険料をお振り込みいただいた場合には、契約通貨(外貨)で同額を返還いたします。この場合、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
 - ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨(外貨)に交換する場合は、その金融機関所定の為替手数料をご負担いただきます。また、返還された保険料を円に交換する場合にも所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。
 - ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨(外貨)に交換して、契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換した場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円建てのご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

次の場合には、お申込の撤回等をすることはできません。

- ・個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
 - ・ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込の撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込の撤回等に関するお問合せは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客様サービスセンター(お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

5 告知義務について

契約者または被保険者には健康状態等について、事実をありのまま正しく告知をしていただく義務があります。

ご契約にあたっては、現在の健康状態等を「告知書（情報端末のお手続き画面を含みます）」で三井住友海上プライマリー生命がおたずねする重要な事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

告知いただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、三井住友海上プライマリー生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。この場合、次のとおりお取り扱いいたします。

- ・ 保険金等をお支払いすることはできません。
- ・ お支払いする解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

ただし、保険金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合は、保険金等をお支払いします。

告知受領権は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

三井住友海上プライマリー生命の社員または三井住友海上プライマリー生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、その内容等についてご確認させていただく場合があります。

6 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日または告知日のいずれか遅い日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

7 保険金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金等をお支払いできことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失等により保険金等の支払事由に該当した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受け取った保険料は払い戻しいません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

ご契約が告知義務違反により解除となった場合や責任開始期前に発病した疾病または発生した傷害を原因とする場合は、保険金等のお支払いができないことがあります。

8 解約払戻金について

解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。そのため、一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.26の「6.解約払戻金について」をご参照ください。

9 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

10 為替リスクについて

契約通貨が外貨の場合の為替リスクについては、P.34の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

12 その他のご注意いただきたい事項について

保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込をされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- 新たにご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たにご契約のお取扱にかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

個人情報のお取扱・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意の上、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申込をお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

お引受にあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受はしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受はしておりません。

・ 被保険者が入院中の場合

次のケースについても入院中に準じた取扱となります。

- (1) 繼続入院中の一時帰宅
- (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
- (4) 余命宣告を受けた場合
- (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定

- ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

一時払保険料の入金について

この保険では、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを適用して契約通貨と異なる外貨で入金することができますが、裏表紙に記載の募集代理店ではお取扱をしておりません。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート(為替クロスレート)と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

13 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

14 税金のお取扱について

契約通貨が外貨の場合、この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般的生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	
年金	年金支払日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)

一時払保険料の税務

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。
ただし、社会貢献特約を付加した場合は、その対象とはなりません。

解約払戻金に対する課税

解約、一部解約時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*1>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*1> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数) <相続税法第12条>」が適用されます。

三大疾病保険金または認知症介護保険金に対する課税

被保険者が受取人の場合、所得税および住民税が非課税となります。

社会貢献特約を付加した場合の税金のお取扱について

本特約を付加した場合、指定公益団体が受け取る死亡保険金は相続税の課税対象になりません。

<ご参考> 本特約を付加した場合の遺産分割における死亡保険金のお取扱について

指定公益団体が受け取る死亡保険金は受取人固有の財産となるため、遺産分割の対象にはならず、遺留分算定の基礎に含まれません。

なお、指定公益団体は相続人ではないため、原則として指定公益団体が受け取る死亡保険金が特別受益としての取扱いを受けることもありません。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金 年金総額保証付終身年金	所得税(一時所得) + 住民税 所得税(雑所得) + 住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税<*2>
	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税

<*2> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



ご注意

- 税金のお取扱についての詳細は、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱は2025年10月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱については所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

15 保険金等のお支払に関する手続き等の留意事項について

お客様のご請求に応じて保険金等のお支払を行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリーライフお客様サービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリーライフホームページ(<https://www.ms-primary.com>)に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリーライフからのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができることがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人に請求できない特別な事情があるとき、契約者によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人にかわって請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、支払事由および代理請求ができるについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

16

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

17

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

注意喚起情報

